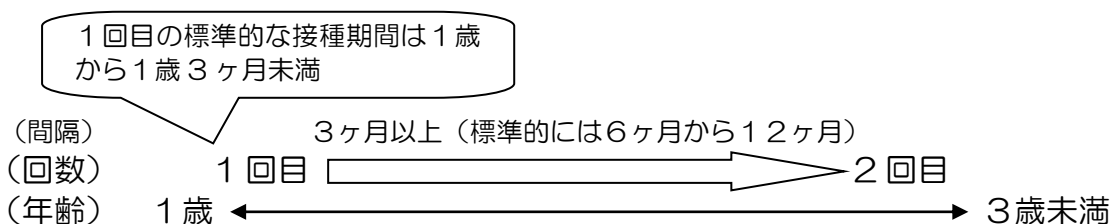


※水痘（水ぼうそう）予防接種は、1歳（1歳の誕生日の前日）から接種を受けてください。

水痘（水ぼうそう）予防接種のお知らせ

平成26年10月1日より水痘（水ぼうそう）の予防接種が法律に基づく定期予防接種として実施することとなりましたので、対象者の方へお知らせします。

1. 対象年齢 **1歳（1歳の誕生日の前日）～3歳未満（3歳の誕生日の前日まで）の方**
2. 接種場所 水痘予防接種実施医療機関（別紙「多摩市予防接種実施医療機関」を参照）
3. 接種費用 無料（対象年齢内で接種を受ける場合）
4. 接種回数 計2回（過去に受けた回数を含みます。既に受けたことがある方は残りの回数を接種します。既に2回接種を受けている方は不要です。）
5. 接種方法 3ヶ月以上、標準的には6ヶ月から12ヶ月までの間隔をおいて2回接種



※対象年齢内で2回目の接種を受けるには、3歳の誕生日の前日から3ヶ月前までに1回目の接種を受けることが必要です。

6. その他
 - ・接種を希望する方は、医療機関に予約をしてください。
 - ・**当日は、母子健康手帳と同封の予診票をお持ちください。また、住所地確認のため、医療証、健康保険証等をご持参ください。**
 - ・2回目の予診票は医療機関にあります。

●病気の説明

水痘（水ぼうそう）は、水痘-帯状疱疹ウイルス（以下、VZVと言います）に初めて感染したときにみられる急性の感染症で、直接接触、飛沫あるいは空気感染によって広がる、最も感染力の強い感染症のひとつです。ひとたび感染すると一生、体の中（三叉神経節などの脳神経節や脊髄後根神経節）に潜伏感染し、加齢や免疫抑制状態等で再活性化し、帯状疱疹を発症します。

水痘（水ぼうそう）の潜伏期は通常2週間程度（10～21日）です。典型的な水痘（水ぼうそう）は、特徴的な発疹が主な症状でかゆみを伴います。発熱を伴うこともあります。発疹は斑点状の赤い丘しんから始まり、その後3～4日は水疱（水ぶくれ）となり、最後は痂皮（かさぶた）を残して治癒します。発疹はお腹や背中、顔などに多い傾向がありますが、頭部など髪の毛に覆われた部分にも現れるのが特徴です。

通常、1週間程度で自然に治癒しますが、まれに脳炎や肺炎、肝機能の異常を伴うことがあります。抗ウイルス薬（アシクロビルなど）が使用されることもあります。また、皮膚から細菌が感染して化膿したりすることはまれではなく、敗血症などの重症の細菌感染症を合併することもあります。ハイリスク患者（急性白血病などの悪性腫瘍の患者さんや、治療によって免疫機能が低下している人及びそのおそれのある人）では特に重症となります。

（公財）予防接種リサーチセンター「予防接種と子どもの健康 2024年度版」から転載

【裏面あり】

予防接種を受けるに当たって

- ① この予防接種の説明をよく読んで、予防接種の必要性や副反応についてご理解の上、お受けください。
なお、「予防接種と子どもの健康（Vaccination and children's Health）」の外国語版（Foreign Language）をご希望の方は、下記 URL < 予防接種リサーチセンター（Public Foundation of the Vaccination Research Center） > をご覧ください。利用規約を遵守し、ご利用ください。
<http://www.yoboseshu-rc.com/publics/index/8/>
- ② 予診票は、お子さんの健康状態を把握する重要な書類です。保護者が責任をもって記入してください。
- ③ 他の予防接種との間隔・接種にあたっての注意事項は、別紙の「予防接種間隔表」でご確認ください。
- ④ 当日は診察しやすい服装で受けてください。
- ⑤ 時間的余裕を持って、日頃お子さんの健康状態をよく知っている保護者の方が、お連れください。

予防接種後の注意

- ① 予防接種を受けたあと、30 分間程度は医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- ② 接種後、生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1 週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④ 接種当日はいつも通りの生活をして構いませんが、はげしい運動はさげましょう。
- ⑤ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

副反応について

ワクチン添付文書によると、重大な副反応として、アナフィラキシー様症状（蕁麻疹、呼吸困難、口唇浮腫、喉頭浮腫等）・急性血小板減少性紫斑病（接種後数日から3週ごろに紫斑、鼻出血、口腔粘膜出血等）があります。その他の副反応として、過敏症（接種直後から翌日に発疹、蕁麻疹、紅斑、そう痒、発熱等があらわれることがあります。）・全身症状（発熱、発疹が見られることがあります。）、一過性で通常、数日中に消失するとされています。）・局所症状（発赤、腫脹、硬結等）があらわれることがあります。

接種を受けたあと、万一異常がありましたら医師の診察を受けて下さい。

予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、健康推進課までご相談ください。

問い合わせ先 多摩市健康推進課(多摩市立健康センター)

〒206-0011 多摩市関戸 4-19-5 電話 042-376-9111

R6.4.19